

令和5年5月10日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井康之  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の  
時限的・特例的な取扱いにおける実施状況調査票の更新について（周知）

今般、厚生労働省医政局医事課より標記の報告に用いる実施状況調査票につき更新がなされたとの連絡が日本医師会からまいりました。

初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う医療機関においては、毎月の実績につき、各都道府県に報告することとされております。（令和5年3月8日付厚生労働省医政局医事課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）」（令和5年3月15日付にてご案内。））

今回、「処方について」（M列）につき、複数の処方薬があった場合のご報告に対応する等の修正がされております。

この調査票は、6月報告分（本年5月度の実施状況の報告）より用いることとされ、5月報告分（本年4月度の実施状況の報告）においては旧様式で報告されますようお願いいたします。

なお、同調査票は、厚生労働省の下記 URL にも掲載されております。

「（令和5年3月8日事務連絡）別添 Excel ファイル（令和5年4月28日修正）のダウンロードはこちら」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/rinsyo/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html)

※本調査については、令和2年4月開始当時、大阪府に確認し、「本調査について、公表を望まない医療機関においては報告を強制するものではない。あくまで本調査は実施医療機関の把握と周知を行うためのものであり、報告しないと診療報酬上の算定に影響を与えるものではない。」との回答を得ておりますので、申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先：大阪府健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 医事グループ 施設担当

電話：06-6944-9170（直通）

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 電話06-6763-7001

地域医療1課 電話06-6763-7012